

平成29年3月7日

保護者各位

福島県立塙工業高等学校長

### 入試期間・学年末休業中の過ごし方について

早春の候、保護者の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。さて、まもなくⅡ期選抜入試期間及び学年末休業期間に入ります。生徒たちにとって、事故のない充実した期間となりますよう保護者の皆様のご協力をお願い致します。

つきましては、内容をご理解いただきご家庭でもご指導くださいますよう、重ねてお願い致します。

#### 記

##### 1 入試期間・学年末休業期間

入試期間 : 3月 8日(水)～3月14日(火) 7日間

学年末休業 : 3月18日(土)～4月 9日(日) 23日間

※登校日 : 3月28日(火) 離任式・教室移動

始業式 : 4月10日(月) 第1学期始業式

##### 2 生活面について

- (1) 休み期間中は学校生活から離れ、毎日の生活は他から規制されることが少なくなるため、学校生活以上に自主性が望まれます。規則正しい生活習慣の確立を期待します。
- (2) この休み期間を利用し、学力の向上・心身の鍛練など、積極的な計画を立て実行できるように期待します。また日頃、経験できないボランティア活動や地域の諸活動に積極的に参加するよう配慮していただきたいと思えます。

##### 3 家庭生活について

- (1) 外出する際は行き先と帰宅時間をはっきりと告げさせ、**夜9時までには帰宅させてください。尚、友人宅等への外泊は禁止**となっています。また、**夜10時から朝5時までには外出させない**でください。**福島県青少年健全育成条例**で規制されています。
- (2) 子ども部屋が友人たちのたまり場になることで、問題行動(喫煙や飲酒等)が誘発されます。子ども部屋や子どもの行動に目を配り、些細なことも見過ごさないようにしてください。
- (3) 不良行為(喫煙・飲酒・暴力・不健全な異性交遊)や不法侵入、薬物乱用、万引き・窃盗などが決してないよう交友関係には特に注意を払ってください。
- (4) 声かけ事案やわいせつ・痴漢等の被害が懸念されるため、暗くなってから1人での外出はさせないでください。また、危険や異変を感じたらすぐ警察に通報するようにしてください。
- (5) パチンコ店、居酒屋やスナック等、酒類を提供する店へは家族同伴でも出入りさせないでください。
- (6) 休み中であっても、端正で清潔な服装・頭髪と、感じの良い言葉遣い・態度を心掛けさせてください。

#### 4 ケータイ・スマホ関連の問題について

- (1) SNSを介した深刻な性被害が県内で発生しています。また、誹謗・中傷の書き込み、脅迫・暴行などの犯罪や危険ドラッグ等の違法な物品の販売が発生しています。場合によっては加害者になる場合もあるため、安易な行動から非行・事故に発展することのないように注意してください。
- (2) 使用時間や使用料金の把握をしてください。また、携帯会社のフィルタリングサービス活用やウイルス対策をし、親子で使用ルールやマナーを再確認してください。

#### 5 アルバイトについて

アルバイト承認願いを提出し、学校から許可証交付を受けなければアルバイトをしてはならない事になっております。基本的に、学校ではアルバイトをすすめておりませんが、経済的な理由等でどうしてもアルバイトをしなければならない場合には担任に相談してください。

##### (1) アルバイトを認める条件

- ①保護者が承諾し、責任を持って行わせるものであること。
- ②就労は夜8時以降にならないこと。(夜9時には帰宅していること)
- ③成績不振の科目(赤点)がないこと。
- ④アルバイト先の事務所から受け入れ承諾があること。

- (2) 風紀上好ましくない場所、夜間の作業・危険な作業、事故に対する保障が明確でない仕事のアルバイトは禁止です。(労働基準法や風俗営業法)

#### 6 交通事故・違反の防止について

マナーや規則を守らない自転車走行は、多くの人に迷惑をかけるとともに事故を誘発する危険な行為です。交通安全に心がけ、交通事故の加害者ならびに被害者にならないよう十分に注意させてください。

- (1) 交通ルール・マナーを守る。
- (2) 安全点検をして、交通事故を未然に防止する。
- (3) 万一に備え、自転車保険(任意)の加入状況を確認する。
- (4) 許可のない自動車学校入校や運転免許取得は禁止する。
- (5) バイク・自動車の運転及び同乗は禁止する。
- (6) 暴走族グループへの加入、見物や交際は絶対にしない。
- (7) イヤホンをつけたり、スマホを見ながらの自転車走行をしない。(歩行するときも同じ)

#### 『4+1ない運動』

高校生は

- ①免許を取らない
- ②車・バイクを持たない
- ③運転しない
- ④乗せてもらわない

保護者は

- ①子どもの要求に負けない

#### 福島県自転車安全利用五則

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
  - ②車道は左側を通行
  - ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
  - ④安全ルールを守る
- ※二人乗り・並進の禁止  
夜間はライトを点灯・反射材着装  
交差点での信号遵守と一時停止・安全確認  
運転中の携帯電話・ヘッドホン使用禁止  
傘さし運転の禁止